

令和8年度 部活動規定

生徒指導部 部活動係

1. 平日の活動

- (1) 平日の活動時間は原則2時間以内で下記の時間帯の中で行う。
(各部顧問は責任をもって、下校時間を守るよう指導する。)
 - ・年間を通して 終学活終了後～16:45まで 完全下校17:00
 - ・校内に顧問が不在で、それに代わる教員もない場合は、活動停止とする。
- (2) テスト週間中は、原則として活動停止。
 - *公式戦は中体連主催、協会主催のみとし、カップ戦や親善試合などは公式戦とみなさない。
 - ・テスト週間中の練習は、公式戦の1週間前に限る。
 - ・練習時間は更衣や後片付けも含め、90分以内とし、延長は認めない。完全下校の時間を守ること。
 - ・学習時間を確保するよう、顧問が計画を立てること。
- (3) 体育館・校舎等を使用した場合は顧問が責任をもって施錠する。
- (4) 完全下校の指導は顧問が責任をもって行う。
- (5) 体育館・グラウンドの使用割当については、それぞれ担当者を決め、翌月の割当を行い、関係顧問と連絡・調整する。
- (6) 運動部の使用教室については、原則としてミーティングのときのみとする。
(更衣については別に決められた更衣場所を使用する)
 - ※女子生徒 体育館更衣室…体育館部活 武道場更衣室…屋外部活+柔道 保健室横教室…卓球
 - 男子生徒 北校舎3F更衣室…1年 北校舎2F更衣室…2年 中校舎2F更衣室…3年
- (7) 活動するときは、体育時の服装または部で定められた服装で行う。
 - ・服装は部の裁量とするが、華美にならないように配慮すること。
 - ・下校時の服装は、標準服・ジャージ・ユニフォームなど部で定められたものとする。
- (8) 使用場所の整理整頓・清掃・整備、用具の管理は顧問が責任を持つこと。
- (9) 午前中授業の日の昼食は、弁当持参または自宅へ食べに帰ることとし、原則として校外へ昼食を買いに行くことは認めない。
- (10) 鍵の貸し出しは当該部の顧問が行うこと。
- (11) 急な連絡は、職員室入り口のホワイトボードに記入もしくは掲示することがある。

2. 休日・休業中の活動

- (1) 活動時間は原則として3時間程度とし、8:30～16:45(完全下校17:00)とする。
- (2) 顧問の直接指導による活動を原則とする。
- (3) 登下校時の服装は、部で定められたものとする。
- (4) 施錠については顧問が責任を持って行う。
- (5) 学校閉鎖日に部活動停止期間を設ける。
- (7) 上記時間外の活動をする場合は、管理職の許可を得ること。
- (8) 顧問全員が転勤の場合
 - ・平日については、日直の先生監視の下、キャプテンや部長と連絡を取り、活動を行う。
 - ・活動中に怪我をした場合は、日直の先生が養護教諭と管理職に報告をし、対応する。
 - ・土曜日や日曜日については、部活停止とする。

3. 休養日の設定

- (1) 各部、週に2日【平日1日、休日1日】の休養日を設定する。
- (2) 顧問は、部活予定表などに休養日を入れるなどして保護者にも周知徹底し、部活動係は、各部が適切な休養日の設定を行っているかを集約する。

4. 活動場所

(1) 中校舎・南校舎は滑りやすいため、原則運動部の練習禁止。ミーティング等は可。

5. 校外での活動

(1) 1週間前までに学校長の許可を得たうえで、校外活動届を体育健康教育室に提出する。ただし、公式戦（中体連）や公式のコンクールに参加する場合は省略できる。

協会主催等の大会については、実施要項も添付すること。

(2) 宿泊を伴う活動について

宿泊をともなう合宿や遠征の計画については4月中に部活動係に提出し、管理職の許可を必ず得たうえで、2週間前までに宿泊校外活動届けを体育健康教育室に提出する。

(4月に計画が出ていないものは許可しない。)

6. 学校行事の前日、当日の活動（いずれの場合も、顧問の直接指導が原則）

(1) 次の日は活動をしない。……入学式・卒業式・研修会

(2) 次の日は、学校に戻る時間を考えた上で活動を認める…校外行事・チャレンジ体験

7. 部の募集停止・廃部について

(1) 3年生の活動終了後、下級生がいない場合は協議のうえ、原則廃部とする。

(2) 教員の人数や勤務状況などにより、顧問の受け持ちが難しい場合は部の統廃合を検討していく。

8. 部の新設について

部の新設は、新顧問の申し出により、運営委員会の中で検討する。その中で、以下の点について考慮する。

(1) すでに活動している部の存続を第一に考える。

(2) 生徒の状態、活動場所の確保、長期的展望にたったの活動保障などを考える。

9. 部費について

部費は1人1ヵ月500円以内で集めてもよいが、必ず管理職まで報告し、年度末には決算報告を管理職・保護者に提出すること。

10. 月予定表を1部活動係へ必ず提出すること。（ガイドラインを遵守すること）